

尼崎市地域公共交通会議部会資料
資料 第 2 号
平成 27 年 3 月 26 日

生活交通改善事業計画（素案）

（利用環境改善促進等事業）

尼崎市

阪神バス株式会社

(尼崎市交通局路線譲受に伴う IC カードシステム導入)

生活交通改善事業計画(利用環境改善促進等事業)

平成 年 月 日
(名称) 尼崎市地域公共交通会議
(代表者名) 瓦田 太賀四

1. 生活交通改善事業計画の名称

尼崎市生活交通改善事業計画(利用環境改善促進等事業)

2. 利用環境改善促進等事業の目的・必要性

バリアフリー化されたまちづくりを実現するためには、日常生活及び社会生活を営む際に、移動または施設を利用する手段の利便性及び安全性を向上させ、より制約の少ない利用環境を構築することが重要である。そうした認識のもと、これまで尼崎市では、全車両ノンステップバスを導入するなどバリアフリー化されたまちづくりの実現のため、各種取組を行ってきた。

尼崎市では平成 28 年 3 月下旬に予定されている市営バス事業の民営化に向けて、交渉権者である阪神バス(株)と鋭意協議を進めているところであるが、阪神バス(株)で導入している IC カードシステムについては尼崎市営バスでは未整備のため、現行のまま阪神バス(株)への路線移譲が行われても尼崎市内における利用環境(移動及びサービス)に格差が生じることが懸念される状況にある。よって、より制約の少ないバリアフリー化されたまちづくりを構築し尼崎市内における交通のシームレス化を推進し、利用環境に格差を生じさせないため、阪神バス(株)への路線移譲時には、IC カードシステムを導入する必要がある。

3. 利用環境改善促進等事業の目標及び効果

(1) 事業の目標

阪神バス(株)における平成 26 年 12 月における全券種 IC 化率基準に、IC カードシステム導入から 3 年経過するまでに、IC 化率約 5 割を目標とし、利用環境の向上に努める。

【参考】阪神バス(株)における平成 26 年 12 月全券種 IC 化率 58.3%

普通券: 23.5%(PiTaPa: 12.7%、ICOCA: 10.9%)、hanica 回数券: 15.1%、hanica 定期券: 19.7%

(2) 事業の効果

磁気式回数カードは読取機への挿入、定期乗車券は有効確認のため乗務員目視が必要だが、ハウス IC カード「hanica」は専用リーダにタッチするだけとなり、乗降時間の短縮による円滑な移動環境の整備が期待できる。

PiTaPa・ICOCA は、鉄道・バス事業者で共通利用が可能のため、普段利用しない交通機関での乗車券購入等が不要となり、乗降時間の短縮による円滑な移動環境の整備が期待できる。

【参考】処理時間

磁気カード(カードリーダ): 降車時 約 1.9 秒~2.4 秒、定期乗車券(乗務員目視): 降車時 約 2 秒

IC カード(ICリーダ): 降車時 約 1 秒

磁気式回数カードや定期乗車券を紛失した時、再発行は不可であり、また乗車券を無効にすることができないので、拾得者に悪用される場合があるが、ハウス IC カード「hanica」の場合、電子データがサーバ上に残存し本人確認が可能のため、紛失した IC カードを無効にした上で再発行が可能となり、利用者保護の観点で効果を発する。

ハウス IC カード「hanica」は、1 枚で回数券、定期券の機能を有しており、継続購入時にも同一カードを使用するため、反復利用が可能となり、地球環境負荷の低減に効果がある。

ハウス IC カードシステムを活用し、尼崎市の高齢者特別乗車証の IC カード化を行うことで、乗車証の適応路線の拡大を図るなど、利用者の利便性の向上に努める。

公共交通の利用促進や乗降時間の短縮による渋滞緩和により、CO₂削減に資する。

4. 利用環境改善促進等事業の内容と当該事業を実施する事業者
(1) 事業の内容: 実施事業者(補助対象事業者)
事業の内容: IC カードシステムの導入 車載機器(運賃箱、IC カードリーダー、磁気カードリーダー、金庫)、車載プログラム、後方処理システム(精算装置、営業所端末、簡易解錠機、窓口端末、ソフト開発)、自動定期券発売機、チャージ機、営業所等 - サーバ間ネットワーク構築、 実施事業者: 阪神バス株式会社
(2) 関連事項
(事業実施地域) 尼崎市
(他の交通事業者との連携状況) 尼崎交通事業振興株式会社、阪急バス株式会社

5. 利用環境改善促進等事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額					
平成 27 年度(当該年度)					
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
ハウス IC カード による定期乗車 券の IC 化	519,792 千円				未 定
	100%				
平成 28 年度(翌年度)					
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
ハウス IC カード による定期乗車 券の IC 化					未 定
総事業費については見込み額を記載 列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。					

6. 計画期間								
以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印()、または横棒線()で記載。 で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載								
事業の名称	平成 27 年度				平成 28 年度			
	4 月	9 月	12 月	3 月	4 月	9 月	12 月	3 月
IC カードシステム導入								

7. 協議会の開催状況と主な議論

平成 26 年 12 月 9 日 尼崎市地域公共交通会議設置
平成 27 年 2 月 6 日 尼崎市地域公共交通会議部会(実施事業者、市等において、事業内容等について検討)
平成 27 年 3 月 26 日 第 2 回尼崎市地域公共交通会議開催(事業内容等に係る協議)
平成 27 年 4 月 日 尼崎市地域公共交通会議において書面協議を実施、合意

8. 利用者等の意見の反映

上記 7 地域公共交通会議における市民委員等の意見を反映するとともに阪神バス(株)及び尼崎市ホームページにおいて、当計画案を掲載し、広く意見を募集(平成 27 年 月 日 ~ 月 日)

9. 協議会メンバーの構成員

関係市区町村	尼崎市
交通事業者・交通施設管理者等	公益社団法人 兵庫県バス協会、一般社団法人 兵庫県タクシー協会、 阪神南県民センター西宮土木事務所 阪神バス株式会社、阪急バス株式会社、尼崎市交通局、尼崎交通事業振興株式会社、伊丹市交通局
地方運輸局	神戸運輸監理部兵庫陸運部
その他協議会が必要と認める者	交通運輸産業労働組合協議会阪神地域協議会、尼崎東警察署、尼崎南警察署、尼崎北警察署、学識経験者、公募市民

注意事項

・総合連携計画等の既存の計画を活用する場合は、上記の事項について記載のある計画をそのまま活用することでもよい。ただし、記載されていない事項については追記すること。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所)	兵庫県尼崎市東七松町 1 丁目 23 番 1 号	兵庫県尼崎市大庄川田町 108 番地の 1
(所 属)	尼崎市企画財政局政策部まちづくり企画・調査担当	阪神バス株式会社 業務部
(氏 名)	三宮 直樹	田中 勝
(電 話)	06-6489-6147	06-6416-1351
(e-mail)	sannomiya-naoki@city.amagasaki.hyogo.jp	tanaka.ma@bus.hanshin.co.jp